

「自転車の安全で適切な利用の促進に関する条例」により、

# 兵庫県で自転車を 利用する場合、



兵庫県マスコット  
はばたん

# 保険等に加入しなければなりません。

## 過去に起きた自転車による重大事故

無灯火運転で歩行者と衝突。

歩行者に重大な障害

**損害賠償額 約5,000万円**

高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で自転車を運転中、前方の歩行者と衝突。歩行者に重大な障害が残った。(横浜地裁 平成17年)

自転車同士の正面衝突。

対向自転車の運転者に重大な障害

**損害賠償額 約9,200万円**

高校生が自転車で道路を斜め横断し、向かってきた自転車と正面衝突。対向自転車の運転者に重大な障害が残った。(東京地裁 平成20年)

信号無視で高齢者と衝突。

高齢者が死亡

**損害賠償額 約4,700万円**

会社員が自転車で走行中、信号無視をし、横断歩道を歩いていた高齢者に衝突。高齢者は死亡。(東京地裁 平成26年)

# 自転車は車の仲間です 自転車安全利用五則

車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先



交差点では信号と  
一時停止を守って、安全確認



夜間は  
ライトを点灯



飲酒運転は  
禁止



ヘルメットを  
着用



## 自転車保険に入りましょう

兵庫県内で自転車を利用する場合、保険等に加入しなければなりません。現在加入している保険などを確認し、加入していない方は、自分に合った保険等を選択して加入しましょう。保険等には、個人利用向け（日常生活利用）と事業者向け（業務利用）があります。業務として自転車を利用する場合は、事業者（個人事業主も含む）が事業者向けの保険に加入する必要があります。

問い合わせ

兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班  
神戸市中央区下山手通5-10-1（第2号館2階）  
TEL：078-362-3879  
E-mail：[seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp](mailto:seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp)